

新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書 記入方法

この様式は旧制度の農業者老齢年金の裁定請求には使用できません。旧制度の農業者老齢年金を裁定請求する場合は様式第53号の2を使用してください。

記入にあたっては必要事項を必ず記入してください。また、楷書で正確に記入してください。

- ◎ 60歳～75歳到達前までに、ご自身が望む年齢で受給できます。
- ◎ 75歳に到達した者は、別途、当基金からお知らせ致します。
- ◎ 60歳～75歳到達前までに年金を受給する場合は、必ず「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」をお読みになり、この「注意事項」をご承知のうえ、(11)欄の確認書欄にご自身がチェック☑してください。

年金額は裁定請求書を最初にJAが受付した日(裁定請求書の(7)欄の請求年月日)の属する月の末日の年金原資と裁定請求日時点での年齢の年金現価率で計算します。

- ◎ 保険料の未納がある方につきましては、時効未完成期間の未納額があっても裁定後は納付ができなくなることをご承知のうえ、裁定請求してください。
時効未完成の未納保険料を納付する方は、納付の手続き終了後に裁定請求するようお願いいたします。

《記入方法》

欄	記入方法	記入例															
(1)	農業者年金被保険者証の記号番号を記入してください。																
(2)	特例付加年金証書の記号番号を記入してください。 (特例付加年金を新農業者老齢年金より先に受給している者のみ)																
(3)	・ 氏名・フリガナを記名してください。																
(4)	生年月日を記入してください。 (年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。)	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 30px;">2</td> <td style="width: 30px;">昭和</td> <td style="width: 30px;">年</td> <td style="width: 30px;">月</td> <td style="width: 30px;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2	昭和	年	月	日	3	2	0	8	2	5				
2	昭和	年	月	日													
3	2	0	8	2													
5																	
(5)	該当する性別の番号を○で囲んでください。	男性の場合 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 30px;">(男)</td> <td style="width: 30px;">①</td> </tr> <tr> <td>(女)</td> <td>2</td> </tr> </table>	(男)	①	(女)	2											
(男)	①																
(女)	2																
(6)	請求者の住所を郵便番号、都道府県、郡・市区町村、番地まで、もれなく正確に記入してください。(フリガナも同様)																
(7)	この請求書をJAに初めて提出した日を記入してください。 (年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。)	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 30px;">令和</td> <td style="width: 30px;">年</td> <td style="width: 30px;">月</td> <td style="width: 30px;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	4	令和	年	月	日	0	4	0	8	2	6				
4	令和	年	月	日													
0	4	0	8	2													
6																	
(8)	繰上げ請求する場合は1に○印を、65歳以降のご自身が望む年齢での請求は2に○印を付けてください。																
(9)	・ 年金の振込を希望する金融機関を記入してください。																
(10)	・ 「JA・銀行等の名称」、「本・支店(所)名」、「口座番号」を記入し、その確認行為として、請求者ご自身において指定口座の通帳の写し(口座番号等が記載されている箇所)の添付、または金融機関担当者において窓口での確認の、いずれかにチェックをしてください。																
(11)	確認書欄に、ご自身でチェック☑を記入してください。																

※印欄は、JAの記入欄

(9)	金融機関共同コードを記入してください。	団体4桁、支店(所)3桁
(10)	金融機関がJAの場合、請求者の氏名、普通預金の口座番号が正しく記入されていることを確認し、担当者がチェックをしてください。	
JA記入欄	請求書を受付したJAの農林漁業団体統一コード を記入してください。	種別1桁、府県2桁、団体3桁、支所3桁

★印欄は、農業委員会の記入欄

(6)	請求者の住所地 の市区町村コードを、上記と同様に記入してください。	都道府県2桁、市区町村3桁
農業委員会記入・確認欄	請求書を受付した農業委員会の所在地 の市区町村コードを記入してください。	都道府県2桁、市区町村3桁

【この請求書に添えて提出しなければならない書類】

農業者年金被保険者証(特例付加年金の受給権者以外の方に限る。) → 基金へ送付する必要はありません。

(様式第K2号)
処理コード
3215 03

新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書

新制度(R04)
昭和32年4月2日
以降生まれの者用

新制度の農業者年金被
保険者証の記号番号を
正しく記入してください。

請求者の氏名を楷書で正
確に記入してください。氏
名を自署した場合は、押
印する必要はありません。

生年月日で、年月日が1
桁の場合は、前に「0」を
補ってください。

(★農業委員会が記入します。)

請求者の住所地の市区町
村コードを記入してくだ
さい。

請求年月日は、JAに提
出した年月日を記入し
てください。請求年月日が1
桁の場合は、前に「0」を
補ってください。

(※JAが記入します。)

年金の振込を希望してい
る金融機関共同コードを
記入してください。

00	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	(2) 特別付加年金証書の記号番号	4
00	(3) 氏名	イロノ イチロウ 農年 一郎
00	(4) 生年月日	2 3 2 0 8 2 5 (5) 性別 (男) ① (女) 2
10	(6) 住所	〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21
00	(7) 請求年月日	令和4年8月26日 (8) ① 65歳未満での支給繰上げの請求である。 ② 65歳以降のご自身が望む年齢での請求である。
20	(9) 年金の振込を希望する金融機関	※金融機関共同コード 0123456 口座番号 00987654 港 西新橋
00	(11) 新農業者老齢年金を請求する場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認の上、「確認書」に記載してください。	

住所及びフリガナを都道
府県名から町村番地ま
でもれなく正確に記入し、
郵便番号も必ず記入し
てください。

どちらの場合においても、
(11)欄、(12)欄にチェック
が必要です。

口座番号が、7桁未満
の場合は、前に「0」を補
い7桁として記入してくだ
さい。

口座番号等の確認方法
について、どのように実
施したか、どちらかに
チェックをしてください。

新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項

- 新農業者老齢年金の年金額は、**裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。**このため、請求日によって年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生日の末日まで(1日が誕生日の方は前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額で12ヶ月分を受給できます。)
- 年金を将来にわたり確実にお支払するために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。
このため、一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

新農業者老齢年金の請求をする場合の確認書

私は、上記の「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」について承知のうえ、新農業者老齢年金を請求します。

(請求者ご自身で必ずチェックしてください。)

「新農業者老齢年金の請
求をする方への注意事項」
をよく読んで、必ずご自身
でチェックしてください。

受付したJAの農林漁業団
体統一コードを記入して
ください。

JAの電話番号を記入し
てください。

※JA記入・押印欄	★農業委員会記入・確認・押印欄	×基金記入・押印欄
農林漁業団体統一コード 種別 都道府県 団体コード 支所コード 0 1 2 3 4 5 0 0 1 TEL 321 - 645 - 0987	農業委員会の住所記号 都道府県 市区町村コード 1 2 5 4 3 TEL 123 - 456 - 7890	
※受付印 受 付 第 〇 〇 号 令和4年8月26日 港 農業協同組合	★受付印	×受付印

(★農業委員会が記入します。)
受付した農業委員会の
市区町村コードを記入し
てください。
農業委員会の電話番号
を記入してください。

(7)欄の請求年月日と同じ日で受付印を押印してください。(ただし、1日が誕生日の方の裁定請求書を前月の末日がJAの休業日であるため翌月の最初の営業日に受付した場合は、余白に「JAの休業日につき、最初の営業日で受付」と付記してください。
また、誕生日が月の末日の方などであって、JAの休業日により当月の末日までに行うことができない場合も同様の取扱とします。

農業委員会で受付印を押印
してください。